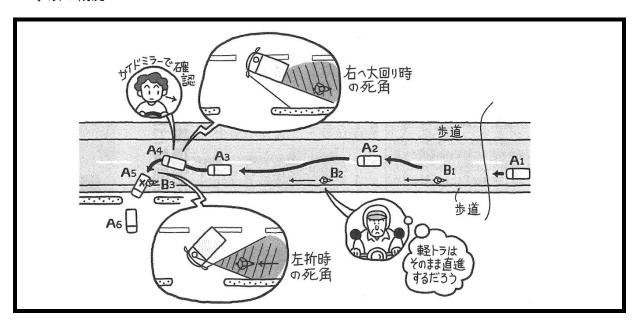
■事故の概況



事故類型:左折時

発生日時:7月 正午近く 晴れ

当事者A:軽トラック 40歳代 女性 当事者B:原動機付自転車 70歳代 男性

■ 事故の概要

Aは、交通量の少ない車道幅員5.5mの片側1車線道路を時速約50kmで走行していました。前方左側をB車が走行しているのを発見し、追い越したのち、左ウィンカーを点滅させて減速し、食料品の配達先である民家へ左折しようとしました。しかし、民家の入り口が狭いため対向車線へやや膨らみ気味に大回りで左折したところ、後方から走行してきたB車と衝突しました。

Aは左にハンドルを切る直前に、左サイドミラーで後方の安全確認をしましたが、「Bの存在はまったく確認できなかった」ので、左折を継続したとのことです。

一方Bは、車道左側を時速約35kmで走行中、後方からA車が追い越した後、「直進していくものと思い込み」そのままの速度で進行していったところ、A車が自車の直前を大回りで左折しようとしたのを発見し、左側へ避けながら急ブレーキをかけましたが、間に合わずに衝突してしまいました。

■ 事故から学ぶ

今回の事例で特に重要と考えられるのは、Aが自車の左斜め後方の死角についてどのくらい認識して、普段から注意して運転をしていたかということです。左折時の巻き込み事故防止などのため、「車両の保安基準」に基づき車両の死角を極力少なくするためのさまざまな構造上の対策が講じられていますが、死角をまったくゼロにすることはできません。左折時に死角が生じたことによる巻き込み事故は、大型車に限らず軽自動車のような小さな車両でも起こりうることを運転者は認識する必要があります。